

公立病院等の経営効率を向上させる方策としての「管理委託」の考え方

都道府県立病院又は市町村立病院等の経営委託に関する現状の制度

(1) 地方独立行政法人制度（地方独立行政法人法）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人。

地方独立行政法人のうち、役職員に地方公務員の身分を与えるものを特定地方独立行政法人という。

(2) 指定管理者制度（地方自治法）

公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であってふつう地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる制度。

指定管理者制度により医療機関を管理委託する場合は、指定管理者に営利を目的とする者は含まれないこととされている。

また、指定管理者制度を活用した場合、地方公共団体が医療法上の開設者となり、指定管理者が医療法上の管理者となる。

(3) PFI制度（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法））

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等（医療施設）の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

また、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、医療法人をはじめとした特別の法律により設立された営利を目的としない法人への地方公務員の派遣を認めているところ。これにより、自治体立病院を指定管理者制度などにより医療法人に包括管理委託する場合の地方公務員の処遇について一定の効果がみられるものと考えられる。

効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人が担う医療については、既存の自治体立病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるようにし、もって公的医療機関の経営効率を高めることとしてはどうか。

【検討事項】

都道府県立病院又は市町村立病院などの自治体病院については、住民に対し透明性のある経営を実施している認定医療法人が積極的に管理受託できるような措置を講じてはどうか。（なお、実際に管理する者は、病院又は診療所であれば医師又は歯科医師でなければならず、当該医師又は歯科医師は、他の病院又は診療所を管理しない者でなければならないものとする。）

（参考条文：医療法（昭和 23 年法律第 205 号））

第 10 条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは歯科医師に、これを管理させなければならない。

第 12 条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

第 39 条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。